

令和8年（行コ）第119号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求控訴事件

控訴人 梶谷風音ほか4名

被控訴人 国

証 拠 説 明 書
(甲143)

令和8（2026）年6月1日

東京高等裁判所第16民事部口A係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 亀石 倫子

ほか6名



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

甲号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲143	「私の身体は母体じゃない」訴訟第一審判決を踏まえた意見書	原本	R8.5.22 小川亮	不妊手術を受ける自由を憲法13条の保護範囲から除外することは判例に違反すること。 不妊手術を受ける自由は「妊孕性に対する医療を受ける自由」として憲法13条により保障されること。 本件各規定の目的は、女性の妊孕性を人口政策の手段として管理する点にあり、正当性を欠くこと。 本件各規定は、美容整形手術を希望する者との間に合理的根拠のない別異取扱いを設けるものであり、憲法14条1項に違反すること。

以上